

## 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱

平成 27 年 4 月 1 日施行

- 改正 平成 28 年 12 月 1 日
- 改正 平成 30 年 4 月 1 日
- 改正 令和元年 11 月 1 日
- 改正 令和 3 年 3 月 1 日
- 改正 令和 4 年 12 月 1 日

### (目的)

第 1 条 産業廃棄物の適正処理の確保に向けた事業者の取組や処理状況などを明らかにし、産業廃棄物の減量及び適正な処理を目的とする。

(産業廃棄物管理責任者の選任等)

第 2 条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、各事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 産業廃棄物管理責任者の選任は、当該事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であって、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するものうちから行わなければならない。

3 前項の産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理方法等について改善のための措置を講じなければならない。

(対象事業者)

第 3 条 この制度の対象となる処理業者は次の各号に定めるものとする。

(1) 積替・保管施設を有する産業廃棄物収集運搬業者

(2) 産業廃棄物処分業者

(産業廃棄物収集運搬業者の処理状況に係る報告等)

第 4 条 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を含むもの。)は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の一年間における産業廃棄物の積替え保管を行う事業場ごとの処理状況について、第 1 号様式により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(産業廃棄物処分業者の処理状況に係る報告等)

第 5 条 産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の一年間における産業廃棄物の処分を行う事業場ごとの処理状況について、第 3 号様式により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の処理状況に係る報告等)

第6条 第4条の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の」とあり、「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「第1号様式」とあるのは「第2号様式」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物の」と、「第3号様式」とあるのは「第4号様式」と読み替えるものとする。

(報告の方法)

第7条 事業者による市長への報告は、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)で行うものとする。ただし、これによりがたい事情があると八王子市長が認める場合においては、この限りでない。

(報告内容の公表)

第8条 市長は、報告されたすべての内容を市ホームページで公表するものとする。

(報告・公表制度の活用)

第9条 東京都の基礎資料とするために、八王子市に提出があった報告書を協議により東京都に提供することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年 3月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月 1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。